

# ① 新型コロナウイルス感染症に関する国際武道大学の今後の対応について

(2020/6/18 学生・教職員ポータルサイトへ掲載)

2020年6月18日

学生・教職員の皆さんへ

国際武道大学 学長 高見令英  
危機管理対策本部

これまでの大学運営 国際武道大学では、政府による緊急事態宣言発出前から、学友会活動を休止し、新型コロナウイルス感染拡大防止策を徹底してまいりました。ただし、学生の個人練習については、大学建物内を除く大学敷地内での練習は許可してきました。また、6月1日からは大学建物内でも人数を制限しつつ、各連盟等が提示している基準よりも厳しい基準で、感染予防策を徹底しながらの個人練習を認めて、3週間が経過しました。それぞれの武道・スポーツは、稽古・練習方法、競技態様、環境が異なることを認識し、それらにあわせた基準を策定し対応してきました。今後もこの姿勢は変わりません。今後の大学運営指針 6月19日(金)には休業要請が解除され、県境を越えた移動も自由になる見込みです。変化する状況にあって、適宜判断し実行すべく、6月22日(月)以降の大学運営方針を以下のように示します。新型コロナウイルス感染症の感染リスクを最大限コントロールしながら、次に示すような段階的な方法で、大学運営を通常の状態に戻していくこととします。

なお、感染症の状況によっては、この計画を変更することがあることをご承知おき下さい。また、6月19日(金)から県境を越える移動制限が解除される見込みですが、前期日程の段階では、帰省し自宅等にいる学生に対して、勝浦に戻ることを義務付けることは一切ありません。

## 1. 大学の施設利用について

学生に対して一部制限していた大学施設利用について、6月22日(月)から段階的な利用人数制限を設定しながら、全面解除を目指します。また、学外者の大学キャンパスへの入構制限も解除します。

## 2. 授業について

- ① 前期中はオンライン授業を継続して実施します。
- ② なお、実技・実習を伴う一部の授業に関して、7月6日からの対面授業の実施可能性を調査・検討します。対面授業について 対面授業への参加は任意です。帰省中や諸般の事情で、対面授業へ参加できないことによる、成績評価への影響は一切ありませんのでご安心ください。

## 3. 学友会活動について

- ① 6月22日(月)以降、施設利用の際の利用人数の上限を目安にして、学友会活動の再開を認めます。ただし、それぞれの稽古・練習方法、競技態様、環境が異なります。各連盟・大学が提示する感染拡大防止策基準を超える厳しい基準で三密を避け、学友会活動を再開してください。また、行動記録、健康管理チェックを徹底してください。
- ② 競技特性に応じて、それぞれの競技連盟等が提示している感染防止策を参考に練習メニューを編成してください。
- ③ 帰省して自宅にいる学生のみなさんは、練習再開にあわせて無理に大学に戻る必要はありません。自宅にいて練習に参加できない学生に対しては、希望に応じて自宅で行う練習メニュー等を提示するなど配慮いたします。
- ④ 全制限解除を目指す8月3日(月)以降も、前述したように、競技特性を考慮した上で、感染防止策として密集、密接、密閉とならないように十分に注意してください。

4. 日常生活について 日常生活での行動に関しては、専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等を参考にして、引き続き感染防止に努めてください。

「新しい生活様式の実践例」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

5. 行動記録、健康管理チェック

行動記録、健康管理チェックは、継続して実施してください。感染が生じても拡大させない対応が可能になります。感染は誰にでも起こりえます。感染者を不当な扱いから守るために大学は全力で対応します。体調が優れず、感染が疑われる場合は大学にも連絡してください。

以上